

あなたが死刑に向き合う日

職業裁判官にまかせることなく

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

ヨーロッパ諸国をはじめ、世界の半数以上の国が、死刑制度を廃止し、あるいは死刑執行を停止しています。

しかし日本には死刑制度があります。世界の潮流に反し、この数年間、死刑判決も執行もかつてなく増加しています。

☆☆☆

死刑判決が確定した人は、全国七ヶ所にある処刑場を持つ拘置所で執行の日まで生活することになります。

葛飾区小菅の東京拘置所は規模が大きいので、死刑確定者のうち、約半数が収容されています。

その中には、冤罪を主張している人や心身を病んでしまった人も少なくありません。

なかには、早く執行されることを望んでいる人もいます。それが、その人の犯した罪に向かい合っただけのことなのか、向かいきれずにのことなのか、誰にも簡単に判断できることではありません。

☆☆☆

「目には目を」といった言葉があるように、「罪」と「罰」は同じ重さであるべきだと思われています。しかし、それを量るものさしは何でしょう。

複数の人を殺したからといって、その犯人を複数回死刑にすることはできません。恐喝されてお金を奪われた人は百倍の金額で弁償されても、加害者を許す気分にはなれないでしょう。

犯罪被害者の報復感情を満たすことを優先的に考える場合、法律で定められたその罪への最高刑が求められがちです。死刑があるかぎり、死刑を求めることになってしまうということです。

それは冤罪を主張する被告にまで、逆に、反省の色がない、と、いっそう攻撃的な「世論」となって、裁判の公正さを歪めてしまいます。

☆☆☆

裁判員制度がはじまります。新聞でもテレビでも、一般市民に死刑が選択できるのか、といった議論が沸騰しています。しかし、それは裁判員制度の問題でしょうか。

それはむしろ、「死刑」という取り返しのつかない刑罰そのものに由来する問題であり、裁判官が職業的に担ってきたことは一層危いことだったのかもしれない。

この議論が、裁判員制度の既成事実化によって冷めてしまわないことを願います。